

すまいのこと

都営住宅

●応募資格●

- 都内に住んでいること
- 世帯の所得が基準内であること
- 住宅に困っていること
- ひとり親世帯のポイント方式は、さらに都内に継続して3年以上居住し、同居親族全員が20歳未満の申込者の子であること

●優遇制度●

ひとり親世帯については、一部の募集で一般世帯より当せん確率が高くなります。(5･11月募集)

●ポイント方式●

書類審査や実態調査をした上で住宅困窮度を判定し、困窮度の高い世帯から順に募集戸数分の世帯を入居資格審査対象者とし、審査合格者に住宅をあっせんします。(8･2月募集)

募集案内 JKK東京HP、都の広報紙「東京都」、JKK東京のテレホンサービス

インターネット申込 スマホやパソコンからお申し込みいただけます。
www.to-kousya.or.jp/kouei/toeibosyu/index.html

申込み用紙の配付 JKK東京大井町窓口センター、住宅課・地域センターなど。JKK東京HPでダウンロードもできます。

問い合わせ 東京都住宅供給公社都営住宅募集センター
☎3498-8894　Fax.3409-4527
テレホンサービス　☎6418-5571

●住宅使用料の減免減額●

入居後一定の要件を満たした世帯に減免・減額の制度がありますのでお問い合わせください。

問い合わせ

JKK東京 お客さまセンター
☎0570-03-0071（ナビダイヤル）
※ナビダイヤルは、各通信事業者が提供している無料通話や通信料定額プランの対象外となります。
☎03-6279-2652（一般電話）

ひとり親家庭住宅入居支援事業

品川区に引き続き6か月以上住んでいる母子家庭のお母さんまたは父子家庭のお父さんで、次の要件を全て満たす方。契約前の事前相談が必要です。

●申込みの主な要件●

- 児童扶養手当受給者。
- 賃貸借契約上の連帯保証人を立てることができない。
- 生活保護、中国残留邦人などの支援給付を受けていない。
- 転居先が品川区内である。
- 過去に本事業を利用したことがない。

●支給内容●

賃貸借契約締結の際に保証会社に支払う初回保証委託料（上限10万円）

問い合わせ 子ども家庭支援センターひとり親相談係
☎5742-6589　Fax.5742-7196

住宅確保要配慮者入居促進事業（区内の民間賃貸住宅のあっ旋）

住宅の確保に配慮を要する住宅確保要配慮者（ひとり親世帯者など）の方に対する住まいの確保を支援するために、事業に登録している不動産事業者と連携し、希望する物件のあっ旋を行っています。

●申込みの主な要件●

- ひとり親世帯（18歳に達した年度末までの子と母または父のみの世帯）の者。品川区に引き続き2年以上居住していること

窓　口 子ども家庭支援センターひとり親相談係

問い合わせ 住宅課居住支援係
☎5742-6777　Fax.5742-6963

母子生活支援施設

母子家庭で、生活上の問題のため児童の養育が十分にできない方が、母子ともに一定期間入所して、自立促進のための生活支援を受ける施設です。所得に応じ費用負担が必要です。

問い合わせ 子ども家庭支援センターひとり親相談係
☎5742-6589　Fax.5742-7196

